

豊能町規則第9号

豊能町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町犯罪被害者等支援条例（令和8年豊能町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「町民」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる者であつてやむを得ず本町の住民基本台帳に記録されず町内に居住しているものをいう。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条第1項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
- (6) その他町長が必要と認めた者

(見舞金)

第3条 町長は、犯罪等の被害（被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。以下同じ。）を受けた町民（当該犯罪等の発生時点において町民であった者に限る。以下「犯罪被害者」という。）又はその遺族若しくは親族に対して見舞金を支給する。

2 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 1事案につき 300,000円

(2) 重傷病等見舞金 1事案につき 100,000円

(遺族見舞金)

第4条 町長は、人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為及び過失による行為を含むものとし、同法第35条、第36条第1項又は第38条第1項の規定により罰せられない行為を除く。以下同じ。）により、死亡した犯罪被害者（以下「死亡被害者」という。）の遺族に対して、遺族見舞金を支給する。

2 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡の時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は大阪府パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けているパートナーその他同種の証明を受けている者を含む。以下同じ。）

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とする。ただし、遺族の協議により代表者を決定した場合は、当該代表者を第1順位の遺族とすることができる。

4 前項本文の規定により、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が複数いる場合は、遺族の協議により代表者を決定し、当該代表者を第1順位の遺族とすることができる。

(重傷病等見舞金)

第5条 町長は、人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等により、次の各号のいずれかに掲げる傷病を負った犯罪被害者に対して、重傷病等見舞金を支給する。ただし、性犯罪（刑法第177条、同法第179条第2項又は同法第241条第1項の罪（同法第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含む。）をいう。）に係る犯罪等の被害を受けた犯罪被害者にあつては、この限りでない。

(1) 医師の診断により1月以上（過失による犯罪等にあつては、3月以上。次号において同じ。）の療養が必要であり、かつ、3日以上入院を要する傷害又は疾病

(2) 医師の診断により1月以上の療養が必要であり、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度である精神疾患

2 町長は、前項ただし書に規定する犯罪被害者に対しては、同項各号に掲げる傷病にかかわらず、重傷病等見舞金を支給することができる。

3 第1項本文又は同項ただし書に規定する犯罪被害者（以下「重傷病等被害者」という。）が、当該犯罪等の被害による傷病により自ら申請することが困難であると町長が認めるときは、当該重傷病等被害者の親族が当該重傷病等被害者の代理として重傷病等見舞金を申請し、支給を受けることができる。

4 前項の規定により、重傷病等被害者の代理として重傷病等見舞金の支給を受けることができる親族及び当該親族の順位については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

遺族見舞金	重傷病等見舞金
遺族	親族
死亡被害者	重傷病等被害者
の死亡の時	が犯罪等の被害を受けた時

(遺族見舞金の額の調整)

第6条 重傷病等見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病等見舞金の支給に係る犯罪等の被害に起因して死亡した場合は、当該重傷病等見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、その遺族に支給される遺族見舞金の額は、第3条第2項第1号に規定する遺族見舞金の額から、当該重傷病等見舞金の額を控除した額とする。

(見舞金を支給しないことができる場合)

第7条 町長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者又は第4条第3項若しくは第4項に規定する第1順位の遺族が加害者の親族である場合(町長が特別の事情があると認める場合を除く。)

(2) 犯罪被害者又は次条第1項に規定する申請者にその責めに帰すべき次に掲げる行為があった場合

ア 犯罪等を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪等を誘発する行為

ウ その他犯罪等に関連した著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は次条第1項に規定する申請者が豊能町暴力団排除条例（平成25年豊能町条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとして認められる場合

（申請手続）

第8条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第1号）及び犯罪被害に関する申立書（様式第2号）により町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金

ア 死亡被害者が犯罪等の被害を受けたときに町民であったことを証する書類

イ 死亡被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証する書類

ウ 申請者と死亡被害者との続柄を証する戸籍全部事項証明書その他の証明書（申請者が死亡被害者と婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった場合にあつては、当該事実を証する書類）

エ 第4条第3項ただし書又は同条第4項の規定により、遺族見舞金の支給を受けるべき遺族について協議した場合にあつては、協議報告書（様式第3号）

オ その他町長が必要と認める書類

(2) 重傷病等見舞金

ア 重傷病等被害者が犯罪等の被害を受けたときに町民であったことを証する書類

イ 重傷病等被害者の傷病の状態及び療養に係る日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の当該事実を証する書類

ウ 第5条第3項に規定する代理の申請にあっては、申請者と重傷病等被害者との続柄を証する戸籍全部事項証明書その他の証明書（申請者が重傷病等被害者と婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった場合にあっては、当該事実を証する書類）

エ 第5条第4項において読み替えて準用する第4条第3項ただし書又は同条第4項の規定により、重傷病等見舞金の支給を受けるべき親族について協議した場合にあっては、協議報告書（様式第4号）

オ その他町長が必要と認める書類
（申請期限）

第9条 前条の規定による申請は、申請に係る犯罪等の被害を知った日から2年を経過したとき又は当該被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、当該犯罪等の加害者に身体の一部を不当に拘束されていたことその他申請期間内に申請できなかつたことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

（支給決定）

第10条 町長は、第8条の規定による申請があつた場合には、当該申請に対する決定を行い、犯罪被害者等見舞金審査結果通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定を行うため必要がある場合は、関係機関等その他必要と認める者に対し、調査を行うことができる。

3 町長は、第1項の規定により支給を決定したときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第11条 町長は、前条第1項の規定により支給の決定を受けた者（以下「支給対象者」という。）が偽りその他不正の手段によ

り支給の決定を受けたと町長が認めるときその他支給を受ける資格がないと判明したときは、支給の決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第6号）により支給対象者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金を返還させるものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。